(六)　電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、一定の場合を除き、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。）を行おうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならないこととした。（第二七条の一二関係）

(九)　電気通信事業者は、電気通信業務に関し特定利用者情報（(一)の(2)に掲げる情報であって総務省令で定めるものに限る。）の漏えい等の事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、総務大臣に報告しなければならないこととするとともに、当該事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと認めたときは、その旨をその理由又は原因とともに、総務大臣に報告しなければならないこととした。（第二八条関係）

(一〇)　総務大臣は、(一)の規定により指定された電気通信事業者が(四)若しくは(五)の規定に違反したとき、又は電気通信事業者若しくは第三号事業を営む者が(八)の規定に違反したときは、当該違反をした者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第二九条第二項関係）

(二)　その他規定の整備をすることとした。

3　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設

(一)　特定卸電気通信役務（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならないこととした。（第二八条の二第二項関係）

(二)　特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時までに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととした。（第三八条の二第三項関係）

(三)　総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が(二)の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第三八条の二第四項関係）

(四)　総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、一定の場合を除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとするとともに、当該命令があった場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができることとした。（第三九条関係）

(五)　その他規定の整備をすることとした。

4　第三号事業に関する制度の整備

(一)　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務のうち、次に掲げる電気通信役務を提供する者として総務大臣が指定する者により提供されるものを電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業を営む者は、電気通信事業の届出等をしなければならないこととした。（第一六四条第一項第三号並びに第二項第四号及び第五号関係）

(1)　検索情報電気通信役務（入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名等を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。）

(2)　媒介相当電気通信役務（その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。）

(二)　その他規定の整備をすることとした。

5　その他

(一)　利用者の定義を、次の(1)又は(2)に掲げる者とすることとした。（第二条第七号関係）

(1)　電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

(2)　電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（(1)に掲げる者を除く。）

(二)　総務大臣は、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合として総務省令で定める方法により算定した割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができることとした。（第一三三条第一項関係）

(三)　届出媒介等業務受託者が総務大臣に届け出た事項に係る軽微な変更については、届出を要しないものとした。（第七三条の二第二項関係）

(四)　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う業務として、(1)に掲げる行為に加え、(2)に掲げる行為への対処を求める通知を行う等の業務を追加することとした。（第一一六条の二第二項関係）

(1)　情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるもの（以下「設備攻撃」という。）